

## 千葉県農業多面的機能発揮検討会傍聴要領

### (傍聴手続)

#### 第1条

- (1) 検討会の傍聴を希望する方は、会場受付で氏名、住所等を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、検討会当日の開会30分前から行い、15分前に締め切り、その際、定員を上回る申込があった場合は、その場で抽選を行い、傍聴人を決定します。
- (3) 検討会が非公開として決定した議事は傍聴することが出来ませんので、傍聴者は事務局の指示に従い退室願います。

### (検討会を傍聴する場合に守っていただく事項)

#### 第2条

- (1) 検討会の開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、検討会の支障となる行為をしないこと。

### (検討会の秩序の維持)

#### 第3条

- (1) 傍聴者は、検討会を傍聴する場合は、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が検討会を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

### (その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は県が別に定めます。

### 附則

- 1 この要領は平成30年1月5日から施行する。